

令和4年度第2回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

令和4年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和4年12月27日(火)
- 2 時間 午後3時00分から午後4時00分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 報告事項 (1) 令和4年度環境教育事業の実施について
(2) 市立公園における花の植え替えイベント等の実施について
(3) 小金井市環境賞の表彰について
- 5 議事 (1) みどりの基本計画実施計画について
(2) 小金井市生け垣造成奨励金交付要綱及び小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部改正案について
(3) 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について
- 6 出席者 (1) 委員
会 長 小木 曾 裕
副会長 小山 美香
委 員 犀川 政稔
委 員 鴨下 輝秋
委 員 上中 章雄
委 員 柏原 君枝
委 員 笠原 謙次
委 員 尾路 紀恵
委 員 田村 恵子
(2) 事務局
環境政策課長 岩佐 健一郎
環境政策課緑と公園係長 小林 勢
環境政策課緑と公園係主任 井上 英里

令和4年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曾会長 令和4年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を進めさせていただきます。定刻をちょっと過ぎましたが、これより令和4年度第2回小金井市審議会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、できるだけ短時間での会議にしたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは最初に、事務局より本日の会の成立についての御報告をお願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日の出席状況について御報告させていただきます。本日、委員10名のうち9名の出席をいただいております。したがって、緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ていますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

以上になります。

小木曾会長 それでは、ただいまより本日の案件に入りたいと思います。

まず、初めに、事務局より事務連絡等がありましたら御説明をお願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。先ほども若干説明させていただいておりますが、マスクをしていただいているかと思っておりますので、まず、御発言の際は、御自身のお名前を言っていただきまして、ゆっくりはっきり御発言をお願いできればと思います。議事録として録音させていただいておりますので、議事録の作成にも御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、議案をめぐっていただきますと、次第が入っておりますので、下段に配付資料、資料1から6までございます。資料1から資料5につきましては一つづりになっておりまして、資料6だけ別でつづっておりますので、御確認いただければと思います。

あと、先ほども、こちらのチラシについても参考で入れさせていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

資料等、不備がございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

小木曾会長 事務連絡、配付資料の確認が終わりましたが、御不明な点がございましたら、御質問等お願いいたします。よろしいですか。特になければ、次第の2、報告事項の(1)「令和4年度環境教育事業の実施について」を議題といたします。事務局の方、お願いいたします。

緑と公園係主任 事務局、井上です。資料1を御覧ください。資料1でございます。タイトルが「令和4年度環境教育事業の実施について」というものです。大きく2つございます。1つ目が、小学校の環境教育事業。こちら、樹名板の作成・設置が内容でございます。この事業は昨年度から始まった事業でございます。目的としまして、森林環境譲与税を活用して、市内の小学生を対象にして、森林教育及び国産材を使用した樹名板の作成・設置を行うというものです。こちらが昨年、第四小学校1校で行われていたものを、今年度3校に拡大して実施しております。

概要としましては、ワークショップを行います。実際に写真、活動の様子というのを資料1の下のほうに載せているんですけども、もしかしたらスライドのほうがカラーで少し見やすいかもしれません。こちら、樹木についてのワークシート。高い木ですと、どの木かというのが葉っぱでは見分けが難しい。それを樹木の幹を見て、どうやったら分かるか。あとは、活動の様子②にありますような、下に落ちている実や落ち葉で木を判断するということをワークショップで行っております。そちらのワークショップを行った上で樹名板を作成し設置するという概要でございます。こちらが、2つあるうちの1つ、小学生を対象とした環境教育事業の御説明でした。

次に2つ目、資料1の2番目になります。森林教育事業の支援委託になりまして、内容としては、間伐体験と木工製作について御説明させていただきます。机上に配付させていただいたA4のカラーのチラシ、こちらが「ウッド×デジタルファブリケーション」という名前で、実際に市内の中学生に参加を募集いたしまして、この事業を行いました。これが、今年度、令和4年度から実施したものとなります。

小山委員 いつからですか。すみません。何年度？

緑と公園係主任 令和4年度。今年度、初めて行いました。こちらの事業の目的とし

ては、森林の意味を再確認していただく。酸素の供給や洪水・土砂災害の抑制、地球温暖化の防止、体験学習の場としての提供、生物多様性の保全や木材の生産など、いろいろな役割を果たしている森林について、実際に間伐を行って、間伐をすることで森を保全する。その間伐材を使って作ったものを実際に循環させていくというもので、それを体験してもらっています。

参加者は、市内の在住・在学の中学生。こちら、応募しまして、13人参加となりました。最後まで、発表までもう終わっておりまして、まずは概要として、間伐を実際に体験してもらっています。4日間、日帰り、神奈川県相模原市にある森林にて間伐を実際に中学生が行いました。

次に、その間伐材を利用して、木材を加工して物を作ります。何を作るかということに関しては、市役所にどんなものが作られているかを、生徒さん、実際見に来まして、ベンチがあったらいいんじゃないか、保育園ですのこが欲しいらしい、あとは柵があったらいいんじゃないかというのを考えて、そこに合うものを採寸して作ったもの。それが今、皆さんの、さきに御案内していた卓上にございますすのこ、そちらも作成物の一つでございます。こういった活動について、最後に発表してもらいました。環境フォーラムにてプレゼンテーションを行いまして、一連のこういった活動を通して、森林保全活動の体験を市民の方にも発表するという、いい機会となりました。そのときの記念品のサンプルが、また、そのスライドのすのこの上に置いてある記念の、それも間伐材で作られたものなのですが、実際に参加した生徒さんにお渡ししております。

資料1の環境教育事業については以上となります。

小木曾会長 説明が終わりましたが、ただいまの説明で何か御質問等ありましたら、お願いいたします。

新たな林業の森林整備体系も加わりまして、非常に充実したものになっているかなと私は思いますけれども、よろしいでしょうか。では、特にないようでしたら、続きまして、報告事項(2)「市立公園における花の植え替えイベントの実施について」を議題といたします。事務局の方、お願いいたします。

緑と公園係主任 事務局、井上です。資料2を御覧ください。花の植え替えイベント、昨年も引き続き行っております。こちら、まず目的としては、みどりの基本計画にもあります、目標実現に向けた具体的な取組の一つである、「みんなで取り組む」というもので、回数を昨年度から増やし、内容もまた充実させて実施いたしました。

身近な公園での花壇の植え替えをイベントとして行うことで、より身近に緑を感じていただいて、公園に愛着を持っていただき、緑を大切にしてもらうということで行っております。市報、ホームページにて事前に募集をしまして、2公園、計5回行いました。開催日程につきましては、資料2の(1)の表にありますように、親子の参加を中心に、10人から20名程度、それぞれ参加いただいております。

様子、写真に載せているんですが、スライドのほうがもしかしたらカラーで見やすいかもしれません。昨年と違う点としては、花の植え替えだけでなく、球根の掘り起こしというのもイベントでやってみました。昨年植えたものを一緒に掘り起こして、次の週に、そこに今度は違う花を植えるというも行いました。昨年も来たんですが、今年もやりたいですという親子もいまして、継続していただいている方、あとは、昨年やってみたかったんだけど、申込みに間に合わなくてという方もいらしたので、少しずつ浸透してきているのかなと思っております。

また、このような機会を通して、花壇ボランティアさん、環境美化サポーターさんとして活動して下さっている方々の活動も周知させていただいて、これをきっかけに、花壇ボランティアさんの登録ですとか、また、身近な緑に愛着を持ってもらえるように来年度も継続していきたいと思っております。

次に、ブルーベリーの苗木配布について。こちらは昨年も大変好評でしたので、今年度も行いました。100人に対して配布をするんですが、ただお渡しするだけでなく、昨年も好評だった梶野公園まつりにおいて、日にちと場所を合わせて配布することで、梶野公園にあまり来たことがなかった方に対しても、公園が、こういうところがあるんですよという御案内とともに、キッチンカーも梶野公園で出店していますので、そういったところから知ってもらうというきっかけになったと思っております。公園の魅力を伝えることができる機会となったと思っております。

報告2については以上でございます。

小木曾会長 ありがとうございます。ただいまの御説明で何か、不明な点とか御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

鴨下委員 鴨下です。大変いい取組だと思imasるので、これからもぜひ続けていってほしいなと思うんですが、1つ、課題と申しますか、こうしたイベントというのは、ほかのイベントも恐らくそうなんだろうが、毎年のように参加される方は参加するんだけど、興味ない方は全然興味ないと。それはどんなイベントでも共通することだと思うんですが、なかなか裾野が広がりにくいという課題があるかと思imasます。私、農業委員会から来ているんですが、農業委員会のほうでも、地元の農業者と協力して、農家見学会とか農業体験とかをやっておるんですが、やはり毎年決まった方が来られてしまう傾向が強いので、1つの課題として、いかに広く体験される方を増やしていくかというのが課題かなと思imasますので、ぜひ事務局もその辺を一つの課題として今後取り組んでいただければなと思imasます。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。それについて何かアイデアとかイメージしているもの、市のほう、ありますか。

緑と公園係主任 事務局、井上です。今までイベントを行うときに、日にち、時間帯というのが1つネックだったかなとは思っていまして、平日の午前中に行うイベントと土日に行うイベント、日中に行うイベントでは参加者が変わってくるので、そういった意味では、今までと同じ時間、同じ曜日ではなく、あえて違う時間で行ってみるのもいいのかなと試行錯誤はしております。

広報に関しては、市報とホームページとツイッターと行っているんですけども、いろいろな方法で皆さん知っていただく機会があると思imasますので、発信していけたらと考えております。

小木曾会長 犀川さん、どうぞ。

犀川委員 犀川です。鴨下さんのその考え、もっともなんですけど、やっぱりいくら努力しても、来る人は大体決まっちゃうと思うんですよ。一番いいのは、やって、こういうふうなところで楽しそうな写真でも載せて、自

然と人が集まってくるというのが一番いいんじゃないかな。いつも同じ人がいて、リーダーみたいになったりするとか、いろいろあるかもしれないけれども、懲りずに、いいことなんですから、それをやって、回数を増やすとか、募集人員を増やすとか、それくらいのことにしておいて、同じ人が来て楽しそうにやってくればそれでいいと思うんです。そうすると、私も私もと自然と増えていくんじゃないでしょうか。

小木曾会長　　そうですね。何かいい方法とか、今まで農業委員会でやってみて、ありますか。

鴨下委員　　鴨下です。やはり課題としてあるだけで、特別な具体的なあれはないんですが、今、犀川先生がおっしゃられたとおり、無理に引き出す問題でもないのに、本当に楽しそうだなという写真が1枚あるだけでも、随分影響が大きいんじゃないでしょうかね。具体的なそういう映像なりを掲載するのはとてもいいことだと思います。

小木曾会長　　ありがとうございます。

上中委員　　上中です。

小木曾会長　　どうぞ。

上中委員　　イベントが、日曜日に開催されていることは、土曜日だと学校の授業や学芸会、文化祭などがあったりするので、よいかと思います。多分、そういうことを見越して日曜日にされているのではと思います。

緑と公園係主任　事務局、井上です。おっしゃるとおり、平日ではどうしても来る方が限られていて、ただ、平日にしか来れない方もいらっしゃるの、あとは、その団体の活動日だったりもございますが、その中で、日曜日をポイントにすると、おっしゃるとおり、学校がお休みのときなので、そういった親子での参加が多くなります。先ほど犀川先生が、自然と集まってくる、楽しそうにしていけば人が集まってくるのではないかということをおっしゃっていたんですけども、日曜日にそういった事業、イベントをしていますと、当日、これ、何ですかと聞かれたりします。それは、もちろん平日もそうなんですけれども、そういったときに「イベント開催中」というのぼりを上げて、こういうのをしているんです、毎年しているんですというのを、私、必ずそのときに言うようにして、また、来年もこのぐらいの時期にしますとお伝えするようにして、

意外と当日の飛び込み参加が多かったりするので、皆さんおっしゃるとおり、楽しそうに自然と広がっていけるように続けていければと思います。なので、日曜日も頑張っただけで済ませたいとは思っていません。

小木曾会長 ありがとうございます。自然と盛り上がってくるのは最高ですね。これ、お母さんと子供さんというパターンもあると思いますけど、アンケートみたいなのを取りますか、簡単な。

緑と公園係主任 事務局、井上です。それはイベントの後でしょうか。

小木曾会長 イベントの後で。

緑と公園係主任 花の植え替えのイベントの後ですと、皆さん、手が汚れていて、あと、お子さんの集中力がもつのが1時間半ぐらいだったりするので、アンケートをいただく時間が少ないんですが、いただけるときは感想をいただいたり。もしかしたら最初にすればいいのかもしれないんですけども。

小木曾会長 ありがとうございます。

緑と公園係主任 今、会長からアンケートとございましたが、同じイベントの中で、こちら、ブルーベリーの苗木配布に関しては、短い時間での配布でしたので、そちらはアンケートに御協力をいただいて、公園に関する意見ですとかイベントに関する意見を頂戴いたしました。

小木曾会長 分かりました。ありがとうございます。ほかに何かございますか。どうぞ。

笠原委員 笠原ですけども、目的として、「みどりの担い手を確保する」というような書き方をされています。これだけの人数が参加されているんですけども、花壇のボランティア団体にこれを機会に入られたという方はいらっしゃるのでしょうか。

緑と公園係主任 事務局、井上です。今年のイベントで何人か入られました。今年のイベントに関して、正式に入ったわけではなく、また、活動があるときに来てみたいですよと言って様子を見ている方がいらっしゃるとは聞いています。

笠原委員 こういう機会を捉えて、参加ボランティアの団体の人数が増えるというのはいいことだと思いますので、よろしくお願いします。

小木曾会長 ありがとうございます。
では、田村さん、どうぞ。

田村委員 田村です。栗山公園の球根掘り起こしの参加者のところで、10人で、うち子供2人になっているというところは、大人のほうが結構多いということですか。これは、お子さんメインではないんですね。

緑と公園係主任 事務局、井上です。このとき、平日の木曜日の10時半だったのもあるので、そういったところでお子さんは少ないかもしれません。ただ、小さなお子さん、泥んこ遊びのように楽しく掘っていました。それと同じぐらい、大人も土遊びを楽しんでくださっていました。

田村委員 久々に土に触れていいかもしれないですね。

緑と公園係主任 はい。奥のほうから球根が出てくるもので、皆さん、大変奥まで掘ってくださっていました。

田村委員 分かりました。ありがとうございました。

小木曾会長 柏原さん。

柏原委員 柏原です。資料2の(3)のところに、ブルーベリーの苗を配布とありますよね。そういうときに宣伝をするのもいいんじゃないかなと思いますけど、いかがなんでしょうかね。そういうときには結構たくさんの方がいらっしゃるんですよね。

緑と公園係主任 事務局、井上です。実は令和3年度には、この苗木の配布のときに、多くいらっしゃることが見込まれていたもので、梶野公園まつりの中で、お祭りの中で、花壇のボランティアさんたちが活動している近くで配布も行いました。今年度、令和4年度は日程が合わなかったのはあるんですけども、ただ、梶野公園まつり自体が、梶野公園のサポーター会議という、そちらもまた、皆さん自発的に活動を行ってくださっている、公園の美化に御協力いただいている方々の活動の一つでもありますので、そこで活動を知ってもらおうという意味でつなげていこうと思っております。

小木曾会長 どうぞ。

尾路委員 尾路です。梶野公園のブルーベリーの配布のとき、ちょうど花ボランティアとしてお手伝いさせていただいたんですけども、非常にたくさんの方がいらしたのが、お祭りのときだったので、梶野公園を知っていただくいい機会になったと思います。ちょっと要望なんですけど、ブルーベリーの品種名が分かると、多分頂いた方が、何の品種か分からないと、もう1本違う品種がないと、実がどうしてもつきませんから、下さ

るところから情報がもらえれば一番いいかなと思うので、そうしますと、ブルーベリーを育てる楽しみを市民の方も味わって、じゃ、やっぱり公園の何かを一緒にやってみたいというきっかけにもなると思うので、そこら辺ができれば来年は、品種名が分かるものを配れるといいなと思っております。よろしくをお願いします。

小木曾会長　ありがとうございます。品種名は一応分かっているんですよね。何ていうの？

緑と公園係主任　事務局、井上です。ラビットアイという。

尾路委員　ラビットアイの中の何かが分からない。

緑と公園係主任　苗木供給元の東京都に問い合わせましたが、ラビットアイの2、3年物ですというところまでしかお聞きできませんでした。

小木曾会長　ラビットアイの中にまた品種がある。

尾路委員　いろいろあるので、それが分からないとあまり意味はない。

小木曾会長　駄目なんですか。じゃ、来年はぜひ。ラビットアイと書いて、のぼりを立てて。自分が買うときも、これじゃないやつ下さいと。また実が成った人なんかの写真か何かもらえると最高ですね。そういうのを配るときに掲載したりして。こういう実ができますよみたいな。これ、結構皆さんからたくさんお話しいただきましたが、可能性のあるものですね。ありがとうございます。ほかにないようでしたら、次に行きたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら、報告事項（3）「小金井市環境賞の表彰について」を議題といたします。事務局の方、お願いいたします。

緑と公園係主任　事務局、井上です。資料3をお手元に御用意ください。こちら、「小金井市環境賞の表彰について」とタイトルになっております。こちらは昨年、第1回みどりのこども絵画コンテストとして御報告したものの続きといたしますか、今年度のバージョンでございまして、みどりの基本計画におきまして、みんなで取り組む意識をこれからの緑を未来へつなぐことができるよう、子供たちに緑の保全の取組に関心を持ってもらうということを目的に行っております。令和3年度に、みどりのこども絵画コンテストとして始めたもの、これを令和4年度小金井市環境賞として格上げいたしました。対象を在住・在学小中学生にいたしました。今回のテーマが「大好きな公園・地球温暖化対策」ということで、夏休

みである令和4年7月15日から8月31日まで募集いたしまして、13人のお子さんからの応募がありました。

それを今、お持ちしていて、先に皆さんに御覧いただいていたんですけども、裏には自分で書いたコメントが書いてありまして、とても子供たちの気持ちの伝わる作品が今こちらにございます。応募のありました絵につきまして、11月18日から20日まで開催した環境フォーラムにて展示もしましたし、13日に行いました環境フォーラムで表彰状も授与させていただきました。その表彰状も今お持ちしているんですけども、こちら、間伐材で作った盾になりまして、いろんなどころでつながっております。

スライドで今、こちらに現物を持ってきたんですけども、優秀賞になった作品、それぞれ、右についてはいるんですけども、教育長賞、副市長賞ですとか、このように受賞作品が今、現物がこちらにございます。

報告3は以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。これについて何か御質問等ありましたらお願いいたします。

上中委員 上中です。募集方法はどのようにされたのですか。広報紙か何かに載せたとかされたのですか。

緑と公園係主任 事務局、井上です。まず、市報にお載せしています。あとホームページにも載せています。ツイッターでも応募をかけていますし、市報を御覧になってという方が多いような気がいたします。

上中委員 私ども、こういう絵を募集するときに、どうしてもなかなか集まらなくて、レベルがかなり高いのですが、毎年同じ方が応募されるので、どうすればもっと集まるかなと思っています。学校とかに配布するのがよいのか。例えば中学校の生物部や美術部などに出した方がよいのかなと考えているので、逆に何かアイデアをいただこうかなと思ってお聞きしたのですが。分かりました。市報とかで広く募集をかけているということですよ。

緑と公園係主任 はい。

小木曾会長 これは、学校経由では特にしないんですか。そうすると、もうちょっといっぱい出てくるような気がするな。たくさんあって大変なことにな

るかもしれない。よろしいですか。ほかにございますか。元気のいい絵がありますね。みんな、外でいっぱい遊びたがっている。ありがとうございます。ほかにはないようでしたら、次に進みたいと思います。

議事（１）「みどりの基本計画実施計画について」を議題にいたします。では、事務局の方、お願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。資料４を御用意いただければと思います。

こちらは、８月２３日に開催しました審議会でも、令和３年度の取組について報告させていただいたところなのですが、評価の方法についていろいろ御意見をいただきましたので、改善策を考えて参りました。本日、改めて御意見をいただいて、いただいた意見を参考に、令和４年度の取組について各部署に照会をかけて、各課の取りまとめをしていきたいと考えております。

この資料の見方としまして、共通事項としまして、みどりの基本計画に記載されている内容が書かれていまして、正面の黄色い部分から先が変更させていただく箇所となっております。今までは、変更前は、評価記入欄として、「評価」「実施内容」「改善事項」「今後の取組み」という形で書かせていただいております。一番ご指摘いただいていた点が「評価」の内容として、「実施中」がＡという評価になっていることです。ほとんどの部署が実施中でしたので、全てＡ評価で、非常に成績がいいような見え方になっているという御指摘でした。変更後につきましては、評価欄は、取組状況が適切であるという御指摘がございましたので、まず項目名を取組状況とさせていただき、評価の考え方をＡ評価は計画以上に実施した場合という考え方に変更しました。

ただ、計画以上に実施した場合はどういう場合に該当するのかという考え方につきましては、計画の中に、何回開催するという目標値が書かれていれば、それ以上の回数を実施すればＡになるという考え方ですが、なかなかそういった定量的な計画、取組内容になっていない場合がありますので、例えば、先ほどの説明で花壇の植え替えイベントについて、みどりの基本計画の中に記載されている取組内容ですが、昨年度以上の回数をやっていけば、それは計画以上に実施した場合に該当し、Ａ評価、実施内容としては、何回やって、さらに、先ほどの説明をさせていただいたように、花壇の植え替えだけじゃなくて、掘り起こしの体験もした。

内容的にも回数的にも増えたということであれば、計画以上に実施したという考え方で評価したらどうかと考え、ここの欄を変更させていただいております。

評価の部分については、取組状況に応じて評価するような形にさせていただいていまして、ここも達成したというところの指標がなかなか難しい部分がございますが、先ほど説明したように、当然内容も回数も充実させて、さらにボランティアにも加入した方がいたということであれば、それは計画以上に達成したというA評価にしていいのではないかと考えております。これは試行的にやってみないと、どういう評価が各課から出てくるか想定できないこともございますので、説明させていただいた評価の方法でさせていただきたいと考えております。

効果についても、評価とともに追加したらどうかという御意見もございましたので、「実施効果」という項目を新たに追加させていただきまして、計画以上の効果があった場合はAという形で、見込みどおりの効果だったらB、この辺も緑の保全というのは、長期的な視点で、継続していくことが重要になってまいりますので、基本的に事業が継続しているものはBという形になりますが、何か特別に効果が出たものについてはAという形で評価した上で、その理由を各部署に記載してもらい、その効果について確認をしていきたいと考えています。

改善事項、今後の取組については、今まで記載させていただいていたものもありますので、こちらは残させていただいて、令和4年度については、この様式で運用して、来年度の審議会の中でご確認いただいて、こういった内容になっているのかというところを検証した中で、また改善すべき項目があれば、改善するというかたちで進めてまいりたいと考えております。あとは評価の方法、実施効果なんかも踏まえて、毎年見直せるような形で、PDCAサイクルとして取組を推進させていきたいなという考えております。

説明が長くなるんですが、もう一枚、2ページ目をめくっていただきまして、みどりの基本計画の目標値の実績についても、当然、単年度ごとに出てこない数値もありますが、出てくる実績値もあるのではないかと御指摘がありましたので、令和元年度が基準年度になりますが、令和2年度、令和3年度の数値をお示しさせていただいております。こ

の資料につきましては、毎年、前年度の数値を各課から集約しまして、お示しさせていただき、御意見があれば伺った中で、施策に反映させていただきたいと考えております。

数字的に見ると、少し下がっている部分もあるかと思うんですが、計画の基本的な考え方は、減少傾向を抑制するということを目指値に挙げさせていただいております。したがって、減少幅を抑制するという施策を今後も取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

ちょっと説明が長くなってしまいましたが、資料4の説明は以上になります。

小木曾会長 ありがとうございます。説明が終わりました。ただいまの説明で何か御質問等ございましたらお願いいたします。前回、結構議論になりましたので、改定案が出ていますので、ぜひお願いします。

どうぞ。

柏原委員 説明の内容がよく分からなかった部分も多いんですけども、みどりの基本計画の目標値の実績というところで、令和3年度まであるんですけども、目標値が何で12年度になるのか。令和12年度となっていて、それも環境美化サポーター登録者数が3年度が410人になっているんですけども、それと同じ人数、12年度の目標がそうなっているのか、そこが分からないんです。

緑と公園係長 事務局の小林です。まず、みどりの基本計画、本日も置かせていただいています、10年間の計画になっていまして……。

柏原委員 これ、3年ですよ。

緑と公園係長 はい。10年後の目標値として掲げているところがございますけれども、計画の13ページをご覧ください。まず基準年度につきまして、計画策定の前年度に調査をかけている関係で、令和元年度が基準となっています。そして、令和3年度を始期として、10年間の計画として令和12年度が計画の最終年度となっています。美化サポーターについても、最近、非常に登録者数が増えていまして、現在でも目標値に到達しているんですけども、これを維持するのはなかなか難しいので、先ほど説明したようなイベントなんかを通じて、新規のサポーターの方を増やしていきたいと考えていますので、これを維持するという取組が今後必要にな

ってくると考えています。

以上です。

小木曾会長 ほかにございましたらお願いします。

どうぞお願いします。

小山委員 小山です。この評価については、A、B、C、D、とても検討していただいて、こういうふうに変えていただいたというのは、私としてはすごく評価すべきことだなと思っています。これまでの評価というのは、どう見ても評価という感じがしてなかったもので、こういうふうに変えていくことで取りあえず、今年度の評価をしてみることで、また何か改善が出てくればレベルアップしていけばいいかなと思います。それで、評価と実施効果というのをに入れていただいたんですが、実施効果があることがすごく重要だろうと思います。取組状況で取組をしても、実績がどう出るかというのは、そこをきちんと評価していかないと次につながらないだろうと思っていますので、これがあることで本当に評価をしていくことになっているという、この表はとてもいいんじゃないかなと思っています。

また、前回のときに、令和7年度に中間の見直しをするというようなことも言われていますので、目標値についても何らか実施して、実施の効果などからも見直しをしていくことになればいいのではないかと考えています。今度、また来年新しく出ると言っていましたけれども、前回の令和3年度の実施計画を出していただいていますけれども、それと比較できるような形で両方出していただいたほうが、また、その次の見直しのときにも役に立つと思うので、やっぱり違った評価でやっていったときに、どういう見方ができるのかということも併せて、この場で議論していったらいいのではないかと考えていますので、ここでは投げかけさせていただきたいと思います。

それから、私が、これから小金井市が指定管理を導入していく上で、指定管理が入ることで、この評価とか取組状況なんかがどういうふうにかこの中に記載されていくのかなということを今すごく考えていく、検討すべきことだろうなと思っています。指定管理の導入というのは、みどりの基本計画の中で、魅力ある公園をつくるということで、28ページのところから記載があるんですけども、その中で指定管理を入れていく

ということが取組とか手段であるということで、実績とか評価というのは、導入したから実績があるんだということではなくて、導入したことで終わるのではなく、導入してどうだったかという評価をしていかなきゃいけないんだろうと思うんです。なので、魅力ある公園を指定管理を導入してできたかどうか、その評価をきちんとここに現れるような形で評価をしていっていただきたいなと思っておりますので、その点はここで述べさせていただきたいと思います。

小木曾会長 ありがとうございます。

緑と公園係長 事務局の小林です。まず、実施計画につきまして、令和3年度と令和4年度を並べて見たらいいのではないかという御意見を参考に資料作りをさせていただきたいと考えております。

あと、指定管理の導入につきましては、やはり導入することの効果は、みどりの基本計画の実施計画の中にも反映していくようなものでないといけないのではないかなと考えておまして、後ほども御紹介させていただきますが、毎年の評価というのは、評価委員会を立ち上げてやる予定でもいますし、その上で、効果がみどりの基本計画の取組の中の実績となるような形でも、指定管理にお願いできればとも考えていますので、魅力ある公園をつくるという大目標がありますので、それに向けて、募集資料の作り込みも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

小木曾会長 前回から比べて結構工夫していただきまして、ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。大丈夫ですか。

私から1つ。改めて今、見ていて思ったんですけども、この評価と実施効果、非常に分かりやすく、私も4年度はそうやっていただければいいと思うんですが、「左記の理由や詳細」と立てたのがありますよね。これ、B以外の記載ということは、Bは普通なので特に記載することはないけれども、Aという達成した内容を具体的により詳しく知ることと、うまくいかなかったことを記載する、そういう意味でB以外の記載になっているんですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。そのとおりでして、計画以上にやったものについては、特に評価をしたいというところで書かせていただいて、皆さんにも周知させていただいて、その取組について、ほかの課も確認するもの

ですので、そういった取組をしているんだというところのモチベーションを上げるような形になればいいなというのと、評価が下がったときには、どういったところを改善すればいいのかというところの確認をしたいということで、こういう形での記載にしております。

小木曾会長 ありがとうございます。A、B、Cでおおむね理解して、言葉で具体的な内容が分かるというのはとても分かりやすいかなと思いますので、ありがとうございます。私は、これで進めてもらえばいいと思いますが、ほかに何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

あと、コメントですけど、保存生け垣の延長とか令和3年度も実施していますけれど、基準をいろいろと緩和しているものの、色々の事情で保存の解除したい方がいらっしゃる人がいて減っていると思うので、これからもう少し増えていくことを期待しておりますが、市の方からのPRもよろしくお願いします。

では、次に進みたいと思います。それでは、特にないようでしたら、「小金井市生け垣造成奨励金交付要綱及び小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部改定案について」を議題にいたしますので、事務局の方、お願いいたします。

緑と公園係主任 事務局、井上です。資料5を御覧ください。今、スライドの資料をお持ちいたしますが、こちら、小金井市生け垣造成奨励金交付要綱に規定されている生け垣造成奨励金の交付要件及び小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則にて規定されている保存生け垣の指定要件について改正する案の資料でございます。どちらも生け垣ですが、造成、造るときの奨励金と保存生け垣、既に造ってあって、それを奨励するための要件、こちら、令和3年のときにも大幅に要件を見直しまして、緩和することで生け垣の造成、保存生け垣を奨励するために、緑を増やすためにというところで行われた改正だったんですが、前回のこちらの審議会で御指摘を受けまして、現行の「相互の葉が触れ合う程度かつ1メートルにつき3本以上」というところで、1メートルにつき3本というのは、実際的に難しいのではないかという御意見もいただきました。早速、これを改正して、より緩和につながるようにという趣旨で案を2つ出しております。事前にお送りした資料では改正案1だけをお載せしておりましたが、改正案2を追記してございます。こちらについて説明を加えさ

せていただきます。

改正案1としましては、現行の「相互の葉が触れ合う程度かつ、1メートルにつき3本以上」となっているものを1メートルに3本以上というのを全く抜いてしまうというもの。イメージ図、こちら、スライドのほうでカラーで見やすいかと思いますが、今、このような3本以上というのと、葉が触れ合っている2つの要件なんですけど、これを葉が触れ合う程度にすることで、3本なくとも実際触れ合っていればいいのではないかというのが改正案1でございます。

次に、改正案2に関しましては、「又は」というものでつなぎます。「相互の葉が触れ合う程度に1列以上に植栽されているもの、又は1メートルにつき3本以上に植栽されているもの」、どちらかという、どちらでもになりますので、植えるとき、樹種によっては、葉の広がりがないもの、季節によっては厳しいのではないかという御意見があったと思われましたので、それを案2として出しております。こちら、イメージでございますが、皆様に議題として御意見をいただければと思っております。案1、案2、どちらがより身近な緑である生け垣を推奨していけるかというところで作らせていただきました改正案でございます。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。では、前回非常に議論がありましたので、新しく提案が出ていますので、御意見等をいただければと思います。

犀川さん、どうぞ。

犀川委員 前回意見を言ったのは私なんですよね。どうして3本植えたらよくないかという理由は前回説明したとおりで、1メートルってこのくらいですから、そこへ3本植えてというのは、植えたときはいいかもしれないけれども、3年ぐらいたつと、3本のうちの何本かは枯れるという、そういう場合のほうが多いんだらうと思うんですよ。だけど、保存生け垣として指定する場合には、3本植わってないと樹種によっては駄目だらうと思うので、そこの「又は」を入れて、どっちかに当てはまればいいかなと思うんです。ただ、下のほうの1メートルに3本というのは、いつもの1メートルの間隔に3本のやつが生け垣になっていると考えられないので、最初は3本でいいんですけど、間引きというか、いずれは木が健康を保って生け垣として生きていくためには、1メートル3本とい

うのはいくら何でも、何の木をイメージしたのか知りませんが、混み過ぎかなと思うんですよ。ですから、このままでいいんですけど、このままじゃないと、また指定できませんよね。3本植わっているなでいいんですけど、ただし、年とともに真ん中の1本は枯れて切ってしまうと元気に生きていけなくなるんじゃないか、そういうふうに思います。

小木曾会長　ありがとうございます。ということは、犀川さんは改定案2のほうでいいと。

犀川委員　これでいいですよ。全くこれでいいと思うんですけども、ただ、下の場合には、それがずっと永久にそのまま生け垣としてできているわけじゃなくて、年とともに本数が減っていくだろうなど、健康に生きるためには。ぎちぎちだったら、光が足りなくなったりしますからね。木の種類によると思うんですけど、このままでいいと思いますよ。

小木曾会長　このままということは、この図は改定案2ということですね。

犀川委員　ええ。

小木曾会長　これですね。

犀川委員　これに当てはまったらオーケーって出して、それでいいと思うんですよ。ただし、何年かたって調査に行ったときに、1メートルに3本ないじゃないかということは言えないと思うんですね。きれいに生け垣になっていればそれでいいかなと思います。

小木曾会長　ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

尾路委員　尾路です。私も、改定案2のほうでいいかと思うんですけども、ちょっと確認したいんですが、もしもツルバラか何かを生け垣にした場合、生け垣みたいになっていた場合、1本でもいいんだ。5メートルを1本でもしもカバーしていれば、1本でも生け垣として認められるんでしょうか。それとも、葉が触れ合うというのは、枝と枝の葉が触れ合っていればいいのか、それとも、違う木同士の葉っぱが触れ合っていないと駄目なのか、現場でそういった事例があった場合、どういう判断をされるのかを確認したいなと思ったんですが。

小木曾会長　私なりの考えがちょっとありますけど、事務局、何かありましたら。

犀川委員　私、いいですか。

小木曾会長　どうぞ。

犀川委員 犀川ですけど、1本でいいと思いますよ。1本でも。だから、生け垣、ずっと同じ赤いバラを植えたいときには、何本も植えられないでしょ。1本で伸ばして行って、同じ赤い花を咲かせるということだってあるわけ。

尾路委員 5メートルあればいいということですね。

犀川委員 5メートル、ずっと葉が触れ合うようにきれいになっていけばいいと思いますけどね、私は。

小木曾会長 私も、トピアリーというか、伸ばしていくのがありますから、壁状に。それだけ1本で結構伸ばして、時間はかかりますけど、誘引しながらだと、ある程度短いのができますけど。だから、いいんだろうな。ただ、最初の規定のときに、触れ合っている状況とか、もしくは1メートルに3本ないと駄目なのと、何年かしてというわけにもいかないの、最初がこれならば1本。

尾路委員 保存生け垣として出来上がっているものは認定してもらう場合ということですね。

小木曾会長 そうですね。

尾路委員 には1本でも大丈夫ということによろしいですか。

小木曾会長 私はそういう考え方でございます。

緑と公園係主任 事務局、井上です。1本でも葉が触れ合っていれば大丈夫という改正案にしようと、今、御提案はしています。他市や区を調べたところ、1メートルにつき何本というのが載っているところよりも、葉が触れ合っている、樹種が健全で、それが生け垣として外から見ても分かるということを重視しているところが多いのかなと勉強いたしました。

小木曾会長 どうぞ。

鴨下委員 鴨下です。この言葉で「相互の」というところが、要するに、1本1本の相互ということではなくて、1本の木でも葉と葉がという意味の相互だと思うんですね。その辺がもし誤解を招くようであれば、少し表現が必要なのかなと思うんですが、どうでしょうね。

小木曾会長 例えばどんな感じの言い方がいいですか、もし変えるとしたら。

鴨下委員 例えば、1本の木であっても、その葉が触れ合うというようなことですよね、結局、内容として。別々の木の葉が触れ合わなきゃいけないということではないですよ。

小木曾会長 それはそうですね。今は1本なんだから。

鴨下委員 そうですね。この「相互の」という言い方が、そこが誤解を招くというか、分かりにくいのかなと。

小木曾会長 相互というのは、ほかの木じゃなくて、1本の枝の相互という考え方で解釈すると考えれば大丈夫ですね。

鴨下委員 はい。その辺がきちんと読み取ればよろしいのではないかなと思います。

小木曾会長 実際には現地を見て決めるのかなと。それでこれに見合っているかどうかということをして市の職員が判断するということになりますので、そこで確認するのか。接しているのか、前後に重なっていけばいいのか、細かく言うといろいろありますけど。できそうですか。

上中委員 上中です。

小木曾会長 どうぞ。

上中委員 多分、これ、リーフレットとか作られるのですよね。そのときに分かるようにリーフレットを作ればよいのかなと思います。

緑と公園係主任 事務局、井上です。今、鴨下委員や上中委員からおっしゃっていたように、誤解を招かないように、公的な文言上、「相互の」となったとしても、そこに注意書きを載せるようにして、こういった絵とともに、1本の木でも葉っぱ同士が触れ合っているということを伝えられるように工夫してみようと思います。

小木曾会長 どうぞ。

犀川委員 1メートルに3本というイメージがあるから、相互でそう考えちゃうんですよね。ですから、「相互」という言葉は取ってしまったほうがいいんじゃないですかね。葉が触れ合っていれば、それでいいと思うんです。相互というのは、ある意味、3本植えたりなんかする、そのイメージが残っているのでそうなっちゃっているんですね。

緑と公園係長 事務局の小林です。今後、文書の担当とも最終的な改正案を詰めていきますので、今いただいた御意見と事務局の考えを踏まえて、どの表現だったら誤解が生まれないかというところを最終的に詰めさせていただこうと考えていますので、趣旨としては今御提案したとおりの趣旨ですので、誰が見ても分かるような文言、あとリーフレットの工夫なんかもしていければと考えています。

以上です。

小木曾会長 どうぞ。

笠原委員 笠原ですけれども、相互の葉が触れ合うというところでは、1本の木の生えている枝についている葉が触れ合う、それでいいと解釈したらまずいんじゃないでしょうか。相互というのは、木が1本、2本、3本とあったときに、例えば、2本でもいいですけれども、それぞれの木から出た枝の葉、一番端っこ辺りが重なる、それを相互と捉えるんじゃないでしょうかね。

犀川委員 犀川です。「相互」という言葉を取っちゃえばいいと思うんです。2本植えたの、3本植えたのがイメージにあるから、相互と言うと、2本、3本のことが頭に入っているんでしょ。だけど、1本だってちゃんときれいに生け垣になっていけば、それでいいと思うんです。

小木曾会長 結局、1本だと、それぞれが競合し合って枝自体が重なるということ、実際にはあまりないんですけど、実態は。多分、2本持ってきたから重なるということであって、それぞれが競合し合うから、2本だと重なりますけど、1本の木で重なり枝というのはあまりないと思うので、どっちかと言うと、2本あるから相互という言葉になって、だから、私はこの表現でいいと思いますけど。1本で作るというケースは、まずまれだと思うんですよね。だから、最低2本以上で「相互」という言葉がここにあるといいかなと思いますけど、市の法律の関係の方に、その趣旨も伝えてもらって、最終的に正式なものにしていただければと思います。よろしいでしょうか。皆さんから活発な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

どうぞ。

笠原委員 笠原ですけど、もう一つ考えておかなきゃいけないのは、どの時点で葉が触れ合う程度になっているか、それをどういうふうに決めていくか。例えば、植栽したときには、まだ成長してない、こんな小さい木を植えるわけじゃないですか。それが1.6メートルとか2メートルぐらいになって、剪定をして、1.8メートルとか1.6メートルに高さをそろえて、葉っぱを密にしていくわけですよ。そうしたときに、最初の時点では葉っぱが密じゃないので、すかすかになっているわけですよ。それでも、結果的に改正案の2であれば、1メートルにつき3本以上とい

うことがあるから、これで葉が触れ合ってなくても認められるということになるわけですね。

小木曾会長　それで私もよろしいと思います。だから、造成のときなんかは、細いのがあって、3本植わっていれば一応オーケーということになって、保存生け垣として認める場合にも、基本的には触れ合うというのと両方でクリアしていけばいいということで、これでいけるかなと思いますけどね。

笠原委員　笠原ですけど、大体生け垣はだんだん密になってきますから、それで葉が触れ合うという状況になっていくと思います。大丈夫だと思います。

小木曾会長　途中でだんだん枯れ込んじゃって葉が触れ合わなくなった場合には、保存生け垣として指定が外されるというケースはあるかもしれません。

笠原委員　ただ、そこにまた1本植えれば、補植すればいい。

小木曾会長　そうですね。そのとおりです。そういうことだと思います。よろしいですかね。大分固まってきました。では、これで進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に行きまして、「市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について」ということで議題にしたいと思いますので、事務局の方、よろしくお願ひいたします。

緑と公園係長　事務局の小林です。資料6を御用意いただければと思います。併せてスライドで説明させていただこうと考えていますので、前方のスライドも御確認いただければと思います。説明が長くなりますが、御容赦いただければと思います。市立公園と環境楽習館の指定管理者制度導入についての説明です。

まず1番目、これまでの意見交換をさせていただいた団体等をまとめた表になっておりまして、市立公園、環境楽習館とも非常に多くの関係団体がいらっしゃいますので、丁寧に説明をさせていただきます、意見交換させていただいております。

上からいきますと、市内の造園事業者の方、環境市民会議の方、環境美化サポーターの方、広く市民説明会を実施させていただいて、市民の方にも御説明させていただいています。あと、滄浪泉園の窓口、業務をお委託しているシルバー人材センターの方をお願いしていますので、そちらに対しての御説明させていただくのと、今後、参加申込みのありそ

うな民間事業者なんかとも個別の対話を実施しております。あと、市立公園は清掃を障害者団体にも委託していますので、その方々にも1社ずつ丁寧に説明させていただいています。あとは、子供の声も聞くようにということで審議会からも御意見をいただいていますので、子供のワークショップを、市内の児童館に職員が赴いて、ワークショップを実施させていただいたり、児童館にいらっしゃる子育て世代の方々へアンケート調査をさせていただいたり、環境美化サポーターの方々へお手紙を出させていただいてアンケートを実施しております。環境楽習館の利用団体にも説明させていただいていまして、近隣の住民も含めて、自治会なんかとも意見交換をさせていただいています。緑地保全対策審議会のほかにも環境審議会を環境政策課が所管していますので、そちらへの説明も、6月、8月、12月にも説明させていただいているところでございます。

対象施設ですが、現在の予定としては223か所ということで、非常に多くの公園を対象に、一括で指定管理者制度の導入を考えています。市立公園のほかに、環境楽習館も併せて、募集をかけていきたいと考えています。

一括で指定管理化する理由につきましては、現在の予定としましては、環境楽習館の建物の中に市民協働担当者を配置させていただきまして、日常の公園のサポーターの方々からの相談を受けさせていただいたり、環境楽習館自体のコーディネートもしていくような形で配置を考えています。あと、隣接するところに、はけうえ広場という芝生の広場がございますので、そことも環境楽習館と一体で活用できればと考えています。ここは滄浪泉園内の敷地になるので、一括で管理することでメリットが生まれてくると考えていまして、ここを新たな環境啓発の拠点、にぎわいの拠点として、市民サービスの向上を目的に考えて、一括で指定管理化を目指しているところです。

指定管理期間としましては、令和6年4月から5年間を予定しております。通常は5年後に募集をかけて審査していくこととなりますが、今回募集の段階で非公募の更新についても認めていくような募集のかけ方をしていこうと考えています。非公募の更新ができる条件としましては、指定管理業務開始後に指定管理者の評価をする予定で考えていまし

て、一定以上の評価、安定した事業活動、事業効果が期待できる場合に関しては、非公募の更新も認めていこうと考えています。非公募の更新は一度限りにさせていただいて、指定管理者選定委員会にて、非公募の更新の可否を伺った上で、そこで認められればさらに5年間、令和11年4月1日から令和16年3月31日までの合わせて10年間できるようなスキームにしていきたいと考えております。

先ほど説明しました子供のワークショップの中で出てきた主な意見としまして、参考に載せさせていただいています。公園と環境楽習館がそれぞれ意見をいただいています、あったらいいもの、行ってみたいイベント、してみたいことなんかを意見をいただいています。小学生の発想なので実現が難しいものもありますが、縁日だとか水遊びだとかボール遊びなんか、公園でしてみたいという御意見が多かったので、その辺り、指定管理者が積極的に導入できるような形で提案を促していきたいと考えています。環境楽習館については、プールだとか環境系のプログラミングなんかもできたらいいなと考えていますので、募集資料の中で提案を促すようなつくり込みをしているところです。

子育て世代の方からもアンケートをいただいています、あったらいいものにカフェ、共通してお祭り、水遊びもやってみたいということで御意見をいただいています。環境楽習館については、カフェスペースがあったらいいのではないかと、工作ができたらいとか、動植物の観察ができたらいというような御意見をいただいていますので、募集資料に反映させていきたいと考えております。

あと、環境美化サポーターの方からも意見をいただいております、指定管理者制度導入後に市に配慮してほしいことにつきまして、上位3項目を列挙させていただいていますが、適切に維持管理してほしい、指定管理者への評価・指導をきちんとしてほしい、公園の質の向上、コーディネートできる担当職員も引き続き配置してほしいという御意見をいただいています。指定管理者に配慮を求めることにつきましては、積極的な情報共有をしてほしいという意見が7割以上でしたので、今まで以上に情報共有が必要だろうと考えています。2番目にも適切な維持管理というところがキーワードとなっていると認識しています。あとは要望・苦情に対しての適切な対応も必要だと御意見をいただいています。

指定管理者制度を導入した後も積極的に活動を継続していただきたいと考えておりますので、必要な支援としては、定期的な情報共有と意見交換、日常的な相談業務の充実、活動の発信をしてほしいという御意見をいただいています。様々なご意見を踏まえまして、導入する効果としまして、市が考えているアイデア例も含めて御紹介させていただきま。適切な維持管理につきましてはキーワードになっていますので、予防的な観点で日常的、計画的な維持管理に期待したいというところで、台風なんかがありますと倒木なんかもございますので、計画的な剪定や伐採で安全確保を図りたいというところを考えています。また、適切な時期・回数による草刈り・低木の剪定をすることで、公園の見栄えというところを整えていけたらと考えています。

先ほど、環境美化サポーターの方のアンケートにもございましたが、やはり市民協働の推進というのは一つ大きなキーワードになってくると思いますので、ガーデニング講座の実施等をして新規のサポーターを確保していきたいという部分と、今現在のサポーターの技術向上のために、専門家をアドバイザーとしての派遣をするようなアイデアを提示させていただいて、提案を募っていきたいと考えています。

みどりの基本計画にもありますように、魅力ある公園をつくるというところもキーワードになりますので、それには市民が参加できるようなイベントの開催が必要だろうと考えているのと同時に、子供というものもキーワードとして出させていただいて、子供の居場所になるような魅力ある公園をつくっていききたいなというところで、子供向けの様々なイベントの開催が定期的にできれば魅力が向上するのではないかと考えています。

あと、課題になっています、低未利用公園の活用についても、なかなか活用が進められていない部分もございますので、近隣の市民の方から意見を取り入れるような仕組みづくりをした上で、DIY教室だとか木工教室だとか、個人的には花苗の栽培、種から作るような栽培が低未利用の公園でできて、地域の方が種から花を育てられるような活動ができたら、地域に根差した公園の活用ができるのではないかと考えています。

環境楽習館につきましては、非常に利用率が低いという御指摘を様々ないただいておりますが、行ってみると非常にすてきな空間で、キッチン

もついていますので、シェアキッチン等で使っていただいたり、地場野菜を使った料理教室、メダカを飼っていたりもしますので、ビオトープを使った講座等をやってみても面白いと考えて、アイデア例としています。

あとは、新たな拠点として、にぎわいの創出もここでつくっていきたいと考えているので、先ほどの、はけうえ広場にキッチンカーを出させていただいて、はけうえ広場と環境楽習館一体での活用が図られれば、来ていただけるきっかけになるんじゃないかと考えています。

なかなか地域の方に使っていただけないというのが環境楽習館の課題の一つとなっていますので、地域の方が気軽に立ち寄れる雰囲気づくり、場づくりが必要だろうと考えています。そのためには、市内事業者さんが作ったものが買えたり、地場野菜が販売されていたり、気軽に立ち寄れる地域の方に親しまれる場所になるのではないかと考えています。

次に自販機の設置につきまして、市立公園で認めていきたいと考えています。ただし、本市では、自動販売機の削減に関する方針というものを持っておりますので、むやみに増やすという考え方ではなくて、一定条件をつけさせていただいて、酷暑対策、防災対策につながるようなものであれば、使用料を免除して、指定管理者に自動販売機の設置を認めていきたいというところを考えています。今考えているのは、1ヘクタール以上の公園で防災機能を有する公園として、栗山公園、梶野公園を想定しています。この2公園の他に上水公園も条件に該当しますが、既に自動販売機が数台置かれていますので、これ以上必要ないだろうという考えで、この2公園を候補にしております。仕様につきましても、ゼロカーボン仕様、防災に配慮した仕様なんかを条件とさせていただいています。費用及び責任については、指定管理者で負担していただくという考え方で、この条件の下であれば自動販売機の設置も認めていきたいと考えております。

次に、市立公園の条例の改正を予定しています。今、市立公園の管理運営の実施主体は市にしかない条例になっていますので、そこを指定管理者が管理運営ができるという規定の整備をさせていただくことを予定しています。業務については、前回の審議会でも御説明させていただいているとおりの内容ですが、市が行っている樹木の管理、苦情・要望へ

の対応、使用許可に関する業務として、利用料金も指定管理者の収入としてできるというような考え方で条例を改正していきたいと考えています。

次に、管理運営基準の整備ということで、今までの質が落ちるということは避けなければいけませんので、条例の中で適切な利用者のサービスの提供、適切な維持管理・修繕、個人情報適切な管理というものを位置づけて、これは遵守するという形で規定する予定です。あとは、指定管理者を評価する規定の整備をして、市立公園と環境楽習館の管理業務について、指定管理者の評価をしていきたいと考えています。適切な評価をするため、条例の中で評価委員会の設置を考えています。学識経験者、公募市民、関係行政職員なんかで構成する10人前後の委員会を設置したいと考えていまして、これは市立公園、滄浪泉園、環境楽習館一体で評価するという形で考えています。

あとは、公園施設の設置管理許可ということで、子育て世代の方のアンケートの中にもありましたが、カフェ等があったらいいというような御意見もありますので、設置できるような規定の整備をさせていただいて、市民サービスの向上につなげていきたいと考えています。滄浪泉園も別に条例を持っていますので、併せて滄浪泉園の条例も同じように指定管理が行えるように規定の整備をしていく予定です。

また先ほどと同じように、管理運営基準についても質の維持向上を図るために、基準の遵守をしていただくような規定の整備をする予定です。指定管理の評価の規定も、滄浪泉園の中でも位置づけていきます。環境楽習館の条例につきましては、今、「環境配慮住宅型研修施設条例」という条例名になっていますが、愛称として「環境楽習館」と呼んでいますので、環境楽習館条例という条例名に変更し、設置目的について、環境啓発というのが設置目的になっていますが、プラスアルファとして、地域コミュニティの醸成として、子供同士、親子同士の交流の場、環境をテーマとした地域の方々の交流、食や農に触れ合う場としても交流拠点にしていくために、設置目的の変更を考えています。

また、休館日として、エアコンがないため、夏の一番暑い8月中を閉館にしておりますが、来年度、エアコンを設置していきたいと考えておりまして、8月を開館をするという条例改正をしていきたいと考

えています。環境楽習館の業務としては、環境啓発に関する業務、要望・苦情への対応、あとは環境楽習館の使用承認、利用料金も指定管理者が受け取れることにしていくことで改正を予定しています。

今後のスケジュールになりますが、令和5年1月30日に市民説明会を開催したいと考えておりまして、最後に、本日説明したような内容を市民の方へも説明させていただいて、今考えているのは、市のホームページでも、動画を通じて説明が聞けるようにしていきたいと考えています。また、説明動画に対しての意見をウェブから提出できるようにしたいと考えています。最終的に固めた募集資料をこの市民説明会後に固めていくという流れになっています。

最後に、条例改正も、来年2月の第1回定例会の中で上程していくことを予定しておりまして、3から6番への流れで募集、審査を考えています。指定管理者が決まるのが8月上旬頃、市議会に議案を上程して、議決を得たら10月下旬ぐらいに告示させていただいて、半年間の中で詳細な細部を指定管理者と詰めて、令和6年4月1日から円滑に業務開始できるように進めていきたいと考えています。

説明が非常に長くなって恐縮ですが、以上になります。

小木曾会長 ありがとうございます。市立公園と環境楽習館の指定管理者制度の導入について、1から14まで説明いただきました。盛りだくさんでございしますが、何か御意見等ありましたら、お願いいたします。

お願いします。

尾路委員 尾路です。管理業務の評価委員会を立ち上げている話、伺って、非常に大切なことだと思うんですが、指定管理者さんがなさるお仕事があまりにも多岐にわたっているかと思うんですが、実際、毎日いろんなことが起こると思うんですが、例えば、1年間の評価が悪かった場合、それでも5年間はその業者さんは動かせないということですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。評価については、AからDまでの4段階評価を考えています。D評価になったとしても5年間は続けさせていく予定ではございますが、ただ1回でもD評価となった場合、非公募の更新はできないというような考え方にさせていただく予定でいますので、5年間D評価になったとしても指定管理期間は継続という考え方です。

以上です。

尾路委員 尾路です。分かりました。例えばなんですが、放置のごみがあったとか放置自転車とかといった、ほっておかれたら困るような問題をずっとやらないような業者さんを選ぶわけではないと思うんですけども、市民生活に非常に影響のあるようなことが起こった場合、それで5年間大丈夫なんだろうという不安が皆さんおありなんじゃないかと思うんですけども、そこは改善要請をして改善してもらおうというやり方で、5年間続けていただけるような業者さんを選ぶということでしょうかね。

緑と公園係長 事務局の小林です。指定の取消しや業務の停止命令措置は、条例の中で規定されていることがございますので、管理継続できないような重大な事態が発生した場合には、改めて新しい業者を選定するという流れにはなってくると考えています。

尾路委員 評価委員会の中でそういうことは決まっていくということでしょうか。

緑と公園係長 評価委員会の中で、本当に重大な事態であるというご意見があれば、市長の権限で対応していくような形になるかなと考えています。

小木曾会長 ということみたいですね。5年間でもいろいろあれば、状況に応じて、そういう措置もあるということですね。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

犀川さん。

犀川委員 犀川ですけど、やっぱり状況がまずくなったりなんかするということは、指定管理者のこともあるかもしれないけれども、大半は利用者の市民が使い方が悪かったりなんかして、そこからいろいろと問題が出ると思うんですよ。ですから、市民がちゃんとその施設、公園を楽しく使えるようにしましょうというふうな、そういったことも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。指定管理者ばかりが悪者で、結局はなっちゃうんですけども、だけど、やっぱり使い方が、いろんな悪い使い方がたまりにたまってそうなるということも考えられるので、時々誰かが、我々がかな、ちゃんとやっているかどうかというのをチェックすることが必要なんじゃないかなと。うまくいってればそれでいいんですけども、悪くなるということは、やっぱり原因はそっちのほうじゃないかなと思うんですよ。

小木曾会長 ありがとうございます。原因は様々ありますよね。例えば、市外の人に来て放置、捨てていったとか、いろんなことがあると思うので、ケー

ス・バイ・ケースで市は見逃さず、ちゃんと対応していくべきだと思います。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

鴨下委員 鴨下です。今見たら、二百二十何か所公園があって、評価委員が10名前後と。当然、全ての公園を現地調査することは不可能ですよ。そうすると、自然と地元でその公園を利用している方の意見が大きな評価となってくると思うので、できる限りそれをうまく吸い上げられるような方法といたしますか、システムが必要なのではないかと思います。

あと、評価委員になった方、実際に現地調査をするのかどうかということも、どうなんでしょう、その辺は。

緑と公園係長 事務局の小林です。まず、公園利用者の意見というのがやはり重要ということで、利用者アンケートの実施は、募集資料の中で必ずやるようにということで位置づけていますので、そこは随時または、イベント実施の際等はアンケートの実施を求めていくことで、市民の意見を聞いていこうというところは考えています。また、評価委員会の現地視察について、そこまでまだ詳細に決められてないので、必要があれば当然行くような形にはなると思います。今の段階で詳細はまだ決まっておりません。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

どうぞお願いします。

小山委員 小山です。先ほどの説明の資料の3番の対象施設を一括で指定管理化する理由というところで、楽習館に市民協働担当者を配置する予定というのがあるんです。先ほど説明いただいたときの7番に、環境美化サポーターアンケートの意見の中にも、市に配置を求めることで、コーディネート担当職員の配置というのは42.9%という意見があったとは出ているんですけども、ここで指定管理化する理由の中について、市が考えている市民協働担当者を配置というのは、市で配置するのか、それとも指定管理の中で配置をしてもらうのか、どう考えているのかということをお聞きしたいと思います。前回、審議会の中で、市が指定管理者のパートナーとなって一緒に管理していくんだということも言われていたと思います。そういうことも踏まえた上で、このところはどのように考えて

いるのかなと思いましたので、お答えいただければと思います。

あと、10番の自動販売機の設置についてということが出ていました。それで、環境政策課では削減の方針があるということでした。今、地球温暖化のことを考えると、やっぱり電気の使用のこととかごみの問題とかも含めて、自動販売機にはいろいろあると思いますけれども、ここで栗山公園とか梶野公園を想定しているという話がありましたけれども、だったらなおさらなんです、自動販売機ではなくて、ボトル給水機、これを設置すべきなんじゃないかなと思います。特に栗山公園や梶野公園は子供の利用も多いです。子供というのは、やっぱり外に出るときに、特にこういうところに遊びに来るときには、今、水筒を持ち歩いている子供が多いです。学校にも持っていつていると思いますけれども、それを考えると、やはり子供たちは小銭を持って出かけたりはしません。水筒が空になったらどうするのということなんですよね。そのときには、ペットボトルや自販機の中にある飲物を買って、それを水筒に移し替えるなんていうことはないわけですから、水筒がなくなったときに水を補給するということでは、ボトル給水機があったほうがいいのではないかと。

今、災害時にはそういったことも必要になってくることがあるかもしれないですけど、普通、一般的には水筒を持ち歩く。特に公園に遊びに行くときには水筒を持ち歩いている人が多いということを見ると、ボトル給水機、今、東京都もかなり多く設置している状況がありますので、小金井市としてその辺の設置についてはどう考えているのかお聞きしたいと思います。

小木曾会長 ありがとうございます。市民協働担当者の観点とボトル給水機、お願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。まず、市民協働担当者につきましては、結論から言いますと、市と指定管理者の両方にコーディネート役は配置するという考え方です。今も市には市民協働担当者として、ボランティアさんとのやり取りしている担当者はいますが、それは引き続き配置させていただきまして、指定管理者側にも市民協働担当者は配置して、2人で、市と指定管理者両輪で市民協働の推進を図っていくという考え方です。

環境政策課長 2点目、自動販売機の関係、御質問いただきました。まず、ボトル給水機も検討材料の1つにはなるとは思いますが、まず、広く目的を達成

するために、ここにも書かかれています、酷暑対策とかあと防災対策、万が一地震とか火事が起こったときに役立てることができるですとか、あと、公園を2つ想定していますけど、どんどん置いてくださいということではなくて、市民の方に役に立てるとか、あと逆に、いろんなゼロカーボンの仕様の自販機がありまして、例えばですけど、太陽光のパネルを置いて、そこで光をためて電気を生み出すとか、再生エネルギーを使った自動販売機とか、そういったことで、逆に置くことによって環境の啓発のきっかけになるようなことであれば置く価値があるかなということ考えていますので、まずはそこら辺を検討していきたいということで、今回も御提案させていただいたところでございます。

制限をかけると、実際指定管理者のほうでなかなか厳しいという御意見もあるかもしれないですけども、環境政策課として、環境にも配慮した自動販売機の仕様としていきたいと考えておりますので、そのように考えております。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。よろしいですか。

どうぞ。

小山委員 市民協働担当者を両方に配置するという考えだということは分かりました。ぜひこれは進めていただきたいと思います。

それから、自動販売機の件なんですけれども、ボトル給水機を広く進めていくということをこれからは中心に考えていくべきだろうと考えています。それで、販売機についても、実は小金井市役所、この建物の中にも販売機が幾つか入っているんですけれども、その販売機の中にはペットボトルはないんですよ。やっぱりそれはごみ問題を考えてということで、ペットボトルは置いてない。そういうことを考えると、環境啓発にもなるということ考えると、ごみ問題も含めて、今回、ここは緑対審で緑のことを主に話し合いをしていますけれども、なるべくペットボトルは買わない、それから、ごみになるようなことはしないということも、プラスチック問題なんかも含めて環境啓発ができるといいのかなと考えています。なので、今、飲料も、ペットを使わない缶のものとかもかなり多く出ています、ちゃんとキャップができるもので。だから、それを考えると、販売機の中身についても一工夫できるのかなと思います。

ます。なので、そこも含めて環境啓発をどう考えていくのかというのは、これからきちんと考えていくべきだろうと思いますので、その辺は、販売機は必要最低限なものにし、今、販売機を置かなくても、結構コンビニで、こういう災害に対応しているところっていっぱいあるんですよ。それも含めて、地域の中にあるいろいろな施設なんかも鑑みながら、このところは考えていくことがこれからは必要だなと思いますので、その辺は意見にさせていただきますけれども、ぜひ前向きにボトル、お金を持ってない子供たちでも給水できるようなことも含めて、そこは考えていっていただきたいと、この場では意見として述べさせていただきます。

小木曾会長 貴重な御意見、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

環境政策課長 今、小山委員から御提案いただいたとおり、市役所の中の自販機、ペットボトルを使ってないもの多くて、アルミとかそういったもの多くなっていると思います。ペットボトルは、再生利用されておりまして、リサイクルされた素材を使って実際に商品になって再生しているのってそんなに多くなくて石油由来の素材で作られている割合が多いとも言われています。ただ、商品によって100%リサイクルのペットボトルもあつたりするので、そういったものだったらオーケーとか、あとは、アルミを増やしたりということで工夫してやっていきたいと考えておりますので、そこら辺は検討させていただきながら考えてみたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

小木曾会長 よろしくお願いいたします。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。

ないようでしたら終わりたいと思いますが、私、一言だけいいですか。これにつきましては今後は指定管理者と市とサポーター、今まではサポーターと市というパターンですけど、そこに指定管理者が入ることになります。三者の力でプラスアルファの力が出てくると思いますので、それぞれの連携がとても重要だと思います。言葉の中では連携の仕方が分からないので、分かりやすくしてもらおうと良いと思います。それぞれ役割分担があると思いますが、情報交換も含めてしっかりやってもらうようにするとよいと思います。それによりたくさんある公園と、大きな公園も含めてカバーできるのではと思いますので、意見として述べさ

させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。それでは、ほかにございませんようですから、全体を通してでも構いませんので、何かありますでしょうか。

どうぞ、犀川さん。

犀川委員　そこに並んでいるのは、相模湖のほうで木を切って作ったということなんですけども、大事なものは、こうやって切ってばっかりじゃなくて、緑を育てるというので、相模湖の場所があるかどうか分かりませんが、杉の木で作っているんです。杉の木を植えるという、そういうことを入れないといけないと思うんですよ。やっぱり炭酸ガスというのは大事で、我々はゼロカーボンという、炭酸ガスを吸い込んでくれるのは植物、杉みたいな、そういうやつのおかげで我々生きているわけです。我々の体、みんな炭酸ガスからできているんですから、ゼロにしたら我々は生きていけないじゃないですか。食べ物、みんな、植物が光合成をして作ったもの。そこから、脂肪でもたんぱく質でも何でもできていて、それを食べて我々は生きている。それを燃やして車が燃えている。エネルギーはそういうふう回っているわけ。それを切っておしまいにするんじゃないで、そのときには炭酸ガスを吸い込んで、エネルギーを蓄えてくれる植物が大事だと。緑を大切にというのは、緑を大事に大事にばっかりじゃなくて、緑を育てるということもどこかに入れておかなかちゃいけないかなと思ひます。その考えだけでも、相模湖に子供たちが13人行ったら、切って面白いなというばっかりじゃなくて、切ったからには補うような意味で、今そういう時代じゃないかもしれないけれども、植物をそういったところで育てるということも教育上は必要かな、そう思ひます。余分なことですが。

小木曾会長　いえいえ、貴重な御意見ありがとうございます。林業の世界では間伐があって、今回、その体験を初めてしたと思ひますけれども、間伐は林業の世界では、良い材木を育てるために木が適切に生育できるように整備するために間伐をして間引きせず、その体験していると思ひるので、林業の世界には苗木を植える行為もありますから、その体験を今度入れてもらうということですね。

犀川委員　そういうのを体験にね。4回だか5回行っているんだったら、そのう

ちの1回ぐらい、ぱっと植えて、こうやって育つまでに何十年もかかるんだよということを教えてあげる。

小木曾会長　そうですね。準備がちょっと大変かもしれませんが、そういうのも組み込むと、より参加者が増えるかもしれません。

犀川委員　世界は本当に砂漠化していますからね。飛行機で下を見ると、砂漠、砂漠、砂漠ばかりでしょう。あれじゃ、やっぱり地球上の生物、生きていけませんよね。緑化していかないと。

小木曾会長　ありがとうございます。

それでは、これをもちまして終わりたいと思いますが、事務局で何かございますでしょうか。

環境政策課長　本日は様々な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。令和4年度に予定しておりました審議会の議事日程は、今回をもちまして終了となります。また、令和5年、来年の3月31日をもちまして皆様の任期も満了となりますけれども、この2年間、みどりの基本計画を運用する上で、保全緑地の制度の改正についてですとか、運用について様々な御意見をいただきまして、本当に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。来年度は、いよいよ指定管理者制度の募集を控えておりますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどお願いできればと思いますので、よろしくお願いたします。

最後にはなりますけれども、年末、これからますます寒くなってまいります。コロナもまだまだはやっておりますし、インフルエンザも、ダブル流行なんていうニュースも聞きますので、ぜひお体は御自愛していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

簡単ではございますが、以上で挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

小木曾会長　では、本日はこれをもちまして、令和4年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —